

## 道路空間の占用許可基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路空間を活用したイベントやオープンカフェ（以下「路上イベント等」という。）といった地域活動の取組みに対し、道路管理者として地域の活性化や賑わいの創出に寄与するため弾力的な取扱いで道路占用を許可することに関し、川西市道路占用規則(昭和30年川西市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(参考) 国土交通省道路局「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」

(許可基準)

第2条 路上イベント等を行うには、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 占用目的

地域の活性化や賑わいの創出に寄与する道路空間を活用した地域活動の取組みであること。

(2) 道路占用許可申請をすることができる団体

ア 地方公共団体及び地域住民団体等の参加がある協議会等の団体

イ 地方公共団体の支援等を受けた団体

(3) 占用場所

ア 対象路線は下記の3ヵ所に限定する。なお、占用を許可する範囲は別図に定める。

(ア) 市道 36号 川西能勢口駅北側デッキ

(イ) 市道1474号 川西能勢口駅南側デッキ

(ウ) 市道 4号 川西市役所西側ポケットパーク

イ 占用物件を設置する際に、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所であつては2m以上）を確保できる場所であること。ただし、交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合はこの限りではない。

ウ 占用物件を設置する際に、安全灯や視覚障害者用誘導ブロック等の道路付属物の機能を妨げない場所であること。ただし、別途の対応措置を施し、道路管理者が通行に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(4) 占用期間

ア 占用期間は、原則1日以内であること。ただし、交通管理者（警察）、地域住民や近隣施設管理者等の理解が得られるものについては、数日間の継続的なものや毎週日曜日といった反復的なものについても実施可能とする。

イ 路上イベント等の開催時間は、原則9時から20時までとする。音響機器を使用した音楽演奏・演説等は、原則10時から17時までとする。ただし、上記時間以外で

の利用については、地域住民や近隣施設管理者等の同意を得て、かつ道路管理者が支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(5) 占用物件の構造

ア 道路の構造及び交通に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観・美観などに配慮するものであること。

イ 風雨などで倒壊・飛散しないように安全性を確保できるものであること。

(6) 許可条件

道路占用の許可にあつては、許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 路上イベント等の内容によって必要な法的手続きを関係機関へ行うこと。

イ 地域住民や近隣施設管理者等へ説明及び苦情対応を行うこと。

ウ 地域住民や地域の自治会、商店会、他の道路利用者の理解を得られるよう、路上イベント等の内容などを事前に周知すること。

エ 路上イベント等の期間中は、占用物件を毎日撤去すること。ただし、道路管理者との協議により安全確保のための対策が講じられる場合はその限りではない。

オ 路上イベント等の期間中は、発生したゴミを捨てるためのごみ箱を設置し、ゴミは占用者の責任で処分すること。

カ 路上イベント等の関係者や来場者が、路上喫煙やゴミのポイ捨てをしないよう努めること。

キ 火器については、ガスボンベ、ガソリン（ガソリンを充填した発電機を含む）、炭火コンロなどの持ち込みは認めない。

ク 路上駐車をしないようイベント関係者および来場者に周知すること。

ケ 路上イベント等の終了後は、道路清掃活動を行い原状回復を行うこと。

コ 路上イベント等に関する一切の責任を負うこと。

サ その他、道路管理者が必要と認める事項。

(申請手続)

第3条 路上イベント等を行おうとする者は、道路占用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

(1) 平面図（占用物件の配置や十分な歩行空間が確保できているかわかるもの）

(2) 構造図（**占用物件の規格・安全対策等がわかるもの**）

(3) 路上イベント等の実施要領又は事業計画書

(4) 申請者の組織構成の分かる書類

(5) 地方公共団体及び地方公共団体準ずる団体からの後援名義許可書又は同団体が支援していることが明確になる書類。

(6) その他、道路管理者が指示する書類。

(減免)

第4条 道路占用料については、道路占用料減免申請書の提出により免除するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定める申請書等の様式は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月27日より適用する。

付 則

この要綱は、令和7年10月23日より適用する。